

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 14 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）
木内行政管理課長、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 9 月 28 日（火）

<場所>

区役所第 2 分庁舎 3 階 会議室

<開会>

1 補助事業評価について

【部会長】

第2部会を始めます。

まず、補助事業について、前回の全体会での話し合いを踏まえて、評価の見直しをする事業等がありますので、その最終確認をします。

一つが「地区青少年育成委員会活動への支援」で、全体にそうなんですけれども、事業そのものがいけないという評価ではなくて、補助金を出している区として、きちんと補助する事業の内容の検討をという言い回しになっています。評価はDからCに変更します。

「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業」に関しましては、自分のところで飼っている猫にまで補助金を出すのはいかがかというような前回答申があったところです。それが、今回も改善はされていない、また、飼い主への啓発を続けるとともに、適正な助成について検討していくことが必要であるということで、Bとします。

「保護司会への事業助成」は、Cに戻しました。項目の中ではなくて役割分担その他のところで、「パレードはいいんだけど新宿区保護司会事業補助金交付要綱に書いてある内容からは少し外れるのではないかと。やはり青少年の健全育成とか社会環境の改善という視点からいうとパレードだけはいかがなものかというような言い方にしてあります。

ここも特徴的ですけども、事業内容が十分精査されているとはいえないということで、「保護司会の活動は重要ですので周知・理解を深める事業のほか、保護司会本来の事業への助成となるような補助内容の再検討が必要である」という言い方になっています。このような表現にして、委員会の意思を伝えたいと考えました。

「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」に関しましてはD評価のままのにてしております。

「高齢者クラブバス派遣」に関しましては、そのままDという評価になりますし、「高齢者クラブ連合会事業助成」もそのままCでとっておりますがいかがでしょうか。

【委員】

この青少年育成会、評価はCでいい。「現在補助している事業内容だけでは必ずしも課題解決に対応できないと考えられるため」とすると、何かもう補助金を使ったときからおかしかったみたいになっちゃうような感じがするので、「現在の補助事業では」というような表現ではどうか。

【部会長】

内容だけではなく、現在補助している事業では必ずしも課題解決に対応できないとする。

【委員】

現在の補助事業の実態からすればその当初の目的の解決ができないというニュアンスにする。

【部会長】

わかりました。ここは、内容だけをとって、「補助事業では」にする。

【委員】

猫の補助事業では、「飼い猫の避妊手術への助成については、今後とも適切な助成について検討」の適切というのは、お金がなくてできないような人については引き続き助成するという意図を含め、適切な助成については検討していくことが必要であるという意味がとれますかね。

【部会長】

これは、例えば動物病院が寄与するとか協力するとかいろんな意味が含まれていると思うんです。あと、ボランティアの動きとかもありますので、ボランティアの中では野良猫だけの活動をしているところもあるでしょうし、飼い猫をどう考えるかということもあると思います。

【委員】

適切な助成といったときに、その適切という意味に、感情擁護的な適切という意味が入るかどうかというあたりがちょっと気になりましたけれども。

【委員】

適切なが何を意味しているのかというのが少し不明瞭だと思います。17年のときに本来飼い主の責任で対応すべき問題であるというところが、今回は全く指摘されていないということがB評価の理由であるとするれば、もう少しそれをはっきりと書いたほうが良いのではないかと。

【部会長】

そこまでやるのがこの外部委員会の役目なのかどうかということもありますけれども。

【委員】

飼い猫というのは定義が非常に広いんです。当初も補助事業が飼い猫といえども野放図になっているものについてはきちんと処理しないと社会的な問題になるという意味でやったとすれば、それがきちっと守られていない、改善が行われていないあるいはそれに対して明確化がなされていないという指摘があれば、そのところを明確にしていかなければならない。

【委員】

今後も飼い主の啓発を続けるということは、やっぱり入れたほうが良いと思います。

【委員】

飼い主に啓発を続け、飼い主が自己負担で対処できない場合にあつては、その補助の対象とするということです。

【部会長】

ただ、そこまで飼い主によってもかなり意見が分かれる微妙な問題になってくるかなと思います。

【委員】

啓発を続け、事業目的に即した適切な助成。

【部会長】

そうですね。事業目的に沿った適切な助成について検討していくことが必要であるとする。絶対に飼い主の責任としてやるべきだ、去勢とかできないようだったら飼うなという意見もあると思われまますから、そこは検討していただく。

【委員】

表現としては難しい。適切な助成というのはないんだよね。

【委員】

事業目的になると、地域猫という言葉を使っていますね。

【委員】

地域猫については飼い主がいない猫を町会、自治会等が動物愛護の精神で去勢をするということなのですね。

【委員】

現場では、その地域猫と定義できるか、飼い主がいると定義できるか、犬と違って飼い主という定義が曖昧らしい。

【部会長】

鈴なんかつけていても、地域猫もいるということですね。

【委員】

神楽坂に行きますと、猫にマッチしたまちづくりって言っているんですよ。神楽坂の坂道ですね。そうすると、明らかに野良猫だけれども結局地域猫なんです。地域猫の場合にはだれもやってくれないから、まさに適切な助成で去勢するしかない。

【委員】

「保護司会への事業助成」は、4つの視点への意見の効率性・代替手段「補助内容が十分精査されているとはいえない」というのは、むしろ、「補助内容を十分精査して区はこうする必要がある」という形したほうが良いのではないかと。大事な事業だと思っていますから。

【部会長】

そうなんですね。決して保護司会の活動がいけないのではないですから。

【委員】

今の区の姿勢を言っているわけですね。

【部会長】

そうです。区が17年度の補助金の審査委員会で言われたことをきちんとやっていないのではないか。区は保護司会の活動の周知や理解深める事業か、もしくは本来の事業の助成となるような事業内容を再検討する。あくまで区の姿勢。

【委員】

その補助内容を再検討する必要があるという中に、精査するニュアンスがきちっと入っているべきではないかと思います。

【委員】

補助事業の補助すべき事業の精査ということだと思います。保護司の活動に本当に即しているのかいないのかはっきりとした条件を提示できないのではないかと。

【部会長】

もっといろいろやっている地道な活動に対して助成をする。やはり、区がどういう内容なら保護司会の活動を支援する事業として適切なのかというのを考えていかなければいけないのではないかと。

【委員】

今後、区は、保護司会の本来の事業の助成になるように適切な運用を行う必要があるというようなことで結ぶ。

【部会長】

「補助内容を十分に精査されているとはいえない」ではなく、「見直しが必要である」に。区は団体補助を事業補助とただけである。今後、区は保護司会の活動の周知や理解を深める事業のほか、保護司会本来の事業助成の趣旨に沿った補助内容となるようを再検討する必要があるとする。

【委員】

保護司は、再犯防止、青少年の健全育成、不良化防止あるいは更生事業等を担っている。

【部会長】

時代の流れの中で重要になってきていますね。

もう一回文言の整理をしましょう。

あと、「特別養護老人ホーム等建設事業助成」で、本事業は新規受付を終了しているため評価しないとすると直させていただきます。

あとは「高齢者クラブ連合会事業助成」と「高齢者クラブバス派遣」です。

【委員】

東京都から補助が出ているということで、抜本的に見直すということがなかなかできにくい。

【部会長】

連合会ですね。

【委員】

文言はそのままでもいいかと思います。

【委員】

Bに変えてこのままの表現で行くということも可能か。

【部会長】

Bだと実施内容・方法に見直し・検討が必要となります。

何ととっても高齢者クラブ、これから新しい世代をどう取り入れるかということが重要だということになります。

【委員】

評価の理由の最後、補助することが望まれるというのはやめて、補助することと改善を要望すると強くする。

【部会長】

抜本的となると補助金そのものがだめと思われてしまう。

区の中でやり方を抜本的に変えればいいと思います。

【委員】

いいですね。

【部会長】

では、Bとして、文言については精査させていただきます。

2 計画事業評価について

【部会長】

次に、計画事業評価について、部会の評価をまとめたいと思います。

【委員】

ヒアリングしていない事業もありますね。

【委員】

どこまでを評価対象としていくのか。

【部会長】

ヒアリングしたものとか、こちらが質問したものだけを今回評価すのかどうかというと、まだ全体会で言っていない。

質問しなかったということは内部評価は特に問題なかったものという判断です。

【委員】

同じように判断しました。

【委員】

これでよろしいと思います。

【部会長】

問題のあるところ、気になるところだけヒアリングなり質問しましたということでもよろしいですか。

初めから見させていただいて、「成年後見制度の利用促進」に関しては事業拡大という方針もありますので適ということで、ここは問題ないのでこのままで行きたいと思います。

「男女共同参画の推進」は、目標設定、改革の方向性については、もうちょっとということで、不適にしていく。

【委員】

去年の報告にも一生懸命取り組みますとなっていました。ヒアリングでは、その後、そういう感じで動いているとは受け取れませんでした。もう少しこの問題については取り組みがあってもいいのではないかと思います。

【部会長】

やはり、地域の活動として取り組み姿勢がほしいということですね。改革の方向性というところで現状維持というのだと、ちょっと問題ないのか。全くそこから進まないという意味では新しさがないということは言えると思うんですね。

【委員】

新宿区の庁舎の中でもそうですし、私どものオフィスなんかでもそうですけれども、女性と男性の違いというものがほとんど感じられないようなぐらいに活動しているわけですよ。そういう実態であるにもかかわらず、この男女共同参画という議論というのは、これから何とか重い腰を上げて男女共同参画に取り組みましょう、改善しましょうというようなニュアンスだから、ちょっとトーンが違うのではないのか。

【委員】

そもそもその目的が、男女があらゆる分野でともに参画することができる男女共同参画社会の実現なんですよ。それに対しての目標設定ですとか、そういったやり方というんでしょうか、それらがあまりにも狭義過ぎて、もう少しいろんな働きかけをすべきではないか。とりあえずのところはよかったかもしれませんが、このままずっと行くのは区としてはいかがなものかということです。

【委員】

目標の設定のところも低い。

【部会長】

「ワーク・ライフ・バランスの推進」は、適切、不適切といろいろこうばらばらとあるところでございますが、ここはワーク・ライフ・バランスをどう考えるかですね。

【委員】

目標の達成等についてはこういうふうにつけていただいていることなので。これは部会長の線で行くということでどうでしょうか。

【部会長】

達成度が低いと内部評価しているので、そこなんですよね。目標の達成度が低いと言っているのに、計画どおり進んでいる、現状のまま継続ていかがなものか。何らかの形で改善が必要なのではないかということでワーク・ライフ・バランスはちょっと不適にしました。

【委員】

これは部会長の判断でいいのではないですか

【部会長】

次の「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」は一致しています。

次の「子どもの居場所づくりの充実」は、もうちょっと、ある意味で達成できているんだからどンドン前倒ししてやってはいかがかというところで不適にしましたが、やっている内容について特に問題あるとは思ってはいません。ただ、もう目標値を達成しているんだからもうちょっと一生懸命おやりになってはいかがかというだけなので、これは適にしても構いません。

【委員】

逆に言うと、適と言っているけれども、総合判断のところで事業費が大きいから慎重でないといけないということは言っているわけです。それから、協働のところでも地域の事情に精通した事業者が受託者になると言っているけれども、それがいつまで回れるかどうか分からないから、さらにいろいろ工夫する必要がありますということです。

【部会長】

コメントとして書かれているということですね。

【委員】

別に必ずしも三重丸つけているわけではない。

【部会長】

やっているといえばやっていると思われるので、これでよろしいですか。

次の「地域における子育て支援サービス」は、読み聞かせの役割分担が不明確というところがすごく気になり、そのために評価としては低いです。

【委員】

総合評価のコメントのところに福祉部、健康部等と連携をとし、評価としては適でした。

【部会長】

その後どういうふうを考えているのかというのがちょっとわからなかったところですね。そこだけなので、ここは直すことは了承できます。

【委員】

このコメントは辛口に書いているんですね。

【部会長】

多部署にまたがるということに関して。このコメントでよしとしましょう。

13「こども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充」は一致しています。

14「確かな学力の育成」をどう考えるか。

【委員】

22年度の2学期から学力改善計画をクラスごとにつくらせるという説明がありましたので、そこまで来ているのであるならばということで、評価したということです。

【部会長】

適切な目標設定は全員が不適切になっています。これはやはり厳しく見ていたということが言えるかと思います。

【委員】

何といっても区単独事業で、億のお金だからね。だからきちんとチェックしないと。ヒアリングのときに内訳も聞きましたが、教員1人に二、三十万出している。

【部会長】

やはり効率性がどうか、サービスの担い手としてどうかということになる。

【委員】

その雇用した教員が学力の向上のためになっていけばいい。目標設定の中でも、学力というのは、学習して身につける能力ともう一つは学ぼうとする力、これを合わせたものですが、区の事業にしてはその学力観が見えない。

【委員】

部会長に今のコメントを書いた形で総合評価にするとということで、良いのではないですか。

【部会長】

改革方針も、もう少し手段を考えてくださいということでもよろしいでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

次が、「特色ある教育活動の推進」。第三者評価委員会の学校評価を22年度に導入しますということでした。効果的・効率的な視点では、これは改善が必要なのではないかというご意見です。各学校での実態が不明確であるということです。

【委員】

実際問題として特色のあるということは他校に類のないという言葉ですが、みんな横並びのように思えるんです。各小中学校の実態が明確ではなく、その明確でないところに目標がはっきりしない、目標がないところに児童・生徒が取り組む活動は出てこない。だから、どこの学校がどういう特色かというのは見えないです。

【部会長】

そういう意味では、各校が何をやっているかということが明らかになっていない。

【委員】

特色ある教育とは、語学、農業教育、体験学習、環境教育、国際理解等と、いわゆる大筋でも、そういうのを出さないとわかりません。

【委員】

公教育だから特色ある学校はできませんということでもいいわけですよ。それをあえてやっているから見えないんですよ。

【部会長】

第三者評価を入れるというのであれば、手段改善とすべきではないか。現状のまま継続で

はなく、新しい手段を入れるのであれば、手段改善につけるべきじゃないかということです。

【委員】

特色あることをされているかということ客観的に判断するために第三者評価が行われるということなので、現時点ではその評価による結果待ちということで、今年度についてはいいだろうと適としたんです。

【部会長】

なるほど。

【委員】

22年度からは第三者評価を入れるのですが、これは21年度を評価しているから、そういう意味で不適としました。改善としては評価しています。

【部会長】

③の効果的な視点は不適、目標達成は今年度はともかくやっている。22年度待ちということです。総合評価としては今年度はちょっとだめだけれども、22年度待ちということです。改革方針としては適でよろしいですか。

【委員】

はい。

【委員】

総合評価が不適ですか。

【部会長】

総合評価を不適にして改革方針を適にする。

【委員】

これはそもそも指標が特色ある教育活動の推進の指標が各学校の教育の方針に保護者への周知度と書いてありまして、その目標自体は適なんだということだとすると、それはきちんとクリアしているわけです。総合評価だから、それだけ見ているわけじゃないから不適でもいいんでしょうか。

【部会長】

難しいところです。指標は達成したけれども、もっと効果的にできるんだという意味で不適。

【委員】

75%は達成していますということで。

【部会長】

17「学校適正配置の推進」。効果的・効率的な視点があるかどうか。

【委員】

今まではよく言えば地道に当該学校関係者を軸にした協議会でコンセンサスのとれることを第一に進めてこられたんですけども、それが、効果的・効率的な方法論かということになると、不適にせざるを得ないと考えました。

【部会長】

内部評価がCだから適とする。不適にすると内部評価が辛過ぎるようになる。これは一致する。

次は130「学校の情報化の推進」。これは、適切な目標設定が教師への教育というのがなかなか進んでいないのか。いろんな先生がいらっしゃいますからという言い方でしたけれども、これだけ子どもたちがインターネットや何かに親しんでいるときに、教師がいろんな考えがありますからみたいところで教育をしていないというのは、これは逆に大きな問題ではないかと思って、適切な目標設定ができていないとさせていただきました。教材をいかにうまく使って子どもたちにちゃんと教えるかということが重要ではないか。現状の継続じゃなくて、手段改善をしたらいかがですかということで不適としました。

【委員】

これは計画事業のほうにも似たような事業があつて、現状で既にそういう問題があると捉えて、内部評価が甘いという意味で不適に。

【部会長】

やったことの良し悪しよりももう少しやるべきではないかという考えが強かったですね。この事業内容の設定からしてパソコンの整備ではなくて教育のことも含めてきちんとやるべきではないかという考え方です。

【委員】

I T化というのを限定的に考えて、施設の整備、ハードウェアの整備ということだけを考慮して言っている。基礎的なオペレーションができるか使えるのかということも言っているけれども、そういうレベルではない。もう少し、幅広い考え方で評価していかなければだめなのではないかと思っています。

【部会長】

19番「地域との協働連携による学校運営」。今後も努力をしていってということですが、スピードがかなり遅いと思いました。

【委員】

これは22年度で全校実施になっている。21年度の内容は非常にチープなんです。21年度に相当なことをやったから22年度はそういうことに来るであろうと読んで、ある程度の評価をした。

【部会長】

22年度の改革の方針について現状のままではないだろうということですね。

【委員】

そうですね。21年度は評価し得ない。

【部会長】

22年度からは100%やると言っている。

次は「家庭の教育力向上支援」。

【委員】

家庭教育というのは、公立学校の子どもたちだけではない。見ると、どうも公立学校を中心

に周知徹底をしている。効果的にするためには、少なくとも国立、私立に進学する保護者への事業に関する広報・周知活動をより効果的にしなければいけない。

【部会長】

効果的・効率的な視点からいうと少し不適ということですか。

【委員】

はい。

【部会長】

ただ、改革方針への対応状況の中にあるように、ゆっくりだけれども、私立進学者の家庭にもかかわりを持つようにして、2地区で「地区単位保育園・幼稚園・小学校連携事業」を実施しましたとあるため、総合評価では適でいいだろうということですね。

次が、21番「総合運動場及びスポーツ環境の整備」。

これは、手段改善でいいということですよ。

【委員】

手段改善をするんだから適ですね。

【部会長】

問題があるということで手段改善するということですから。

効果的・効率的視点での要改善という内部評価についてはそのとおり適で、目的は達成されているんですけども、手段改善が必要だという意味では内部評価は適当であるでいいかなと思います。手段改善すると言っていますので。

次が、「図書館サービスの充実」。総合評価は、計画どおりに進んでいるとなっていますが違うんじゃないかという意見があります。

【委員】

非常に難しいところです。今まで計画どおりやっているからいいと、改革の方針も「現状のまま継続」になっていることにも関係するんですけども、これだけ世の中変わってきているから、新中央図書館等の基本計画の策定等に結びつけていくように、もう少し議論をしていく必要があるのではないかと。サービスの充実というテーマだからそう思いました。今やっていることだけを協議で議論するのであれば、それはそのまま計画どおりということになります。しかし、新しいことというのは誰がいつから検討するのか、もう少し手を打つという考え方もあってもいいのではないかと思いました。

【部会長】

改革の方針を不適としたのは、学校図書館、地域図書館、中央図書館をトータルに考えて図書館サービスというものを見ていく視点が弱いということで、手段改善が必要なのではないかとということからです。単にカウンターのリファレンスサービスをやりますだけではなく、学校図書館に派遣したりしている人たちをもうちょっと活用するという視点が弱いのではということで、手段改善をしてほしいと不適にしました。

【委員】

学校図書館や家庭での子どもたちの読書活動含めて考えるという時期に来ているという感じがします。改革の方針のところでのニュアンスは入れる。

【部会長】

総合評価のところでは、各地区館と利用者のインターネット化の一層の促進を期待したいというところを書かれています。こういうのを入れることにより適度ですか。

【委員】

いいです。

【部会長】

改革の方針は、積極的推進をというコメントで、適にいたします。

次は「子ども読書活動の推進」。回答ももうちょっとでした。

【委員】

去年も指摘した「適切な目標設定」の評価の理由が図書館の子供読書活動推進会議で決めたことだからという返答になっていて、すり替わっていると感じられる。ヒアリングでは利用率が下がっていると受け止めたわけですが、が一つの目標値だけでトータルで見えていないのではと考えてしまう。

【部会長】

図書館としてどうしたいのかというのが出ていない。本来、委員会の答申は答申として受けて、図書館としてきちんと把握するということが必要なのです。

【委員】

指標は一つにしなくてもいい。

【委員】

利用率の指標が必要だと思うんですが、それだけだと一回利用しただけ、カードを作るだけみたいな人がいるからということで、それでは、それに加えて指標を設定すればいいのです。

【部会長】

それは思いました。適切な目標設定では、もう少し目標設定を考えてほしいということでしょうか。

【委員】

はい。指標が一つだけなので効果的に行われたかどうか、目標設定自体が不適切なので、効果的かどうかとか完成度が高いかというのは判断し得ないと思います。

【部会長】

要改善で。効果的な指標をもう少し考えてくださいということです。

【委員】

まちの図書館に子どもの50%以上の利用があるということを想定できるのですか。

いわゆる遊び場と図書館は性格が違って、これぐらい利用されていけば十分なのではないかと思います。

【部会長】

利用しているかどうかではなくて、利用している子どもの把握の仕方なのです。把握の仕方が去年と今年で変わっている。

【委員】

変わっていますね。去年はカードを発行している数、だから延べ枚数になっている。

【部会長】

何か月か掛かってやると言いますが、どちらも必要なのではないですかということです。

【委員】

そうなのですが、そんなに利用するものなのかということがあります。

【委員】

まちの図書館と学校図書館の連携と言っていますが、現実にはどういうことが連携なのか。

【委員】

何しろ子どものところはすいていますよね。どこの図書館に行っても。

【部会長】

もう少し図書館としての働きかけというのが必要なのではないかなと思います。

【委員】

1年に一度も行ったことがない子どもが半数以上いて、読書を身近なものにするための働きかけが必要なわけです。そのきっかけとして図書館に足を運んで、楽しさを知ってもらいたい。来ない子どもたちへの働きかけをしてほしいのです。そこが、この指標では全くとらえられない。去年とらえていて、もうちょっと上げたらどうですかとしたら、指標が変わりましたって言われたのですね。変わりましたではなく、両方やってもいいのではないかと思いました。本を読む習慣をつけてもらうという意味では重要な事業だろうと思っています。

【委員】

指標の取り方は確かにあいまいだ。

【委員】

「子ども読書活動の推進」の目的に沿って図書館に来る子どもの数をカウントすること、あるいはそのカウントの仕方がいかどうかというのが問題だ。このこと自体は否定はしないけれども、公立の図書館に来る人間をカウントして本当に読書活動の推進をしたということになるのかどうか。

【部会長】

ただ、「改革の方針」としては「手段改善」としているのも、いいと思われれます。

次に、「食育の推進」。

【委員】

総合評価が渋いんです。

【部会長】

そうですね。改革方針・方向性のところで「心身ともに健やかに暮らせるまち」を実現するための改革が必要であるとして、食の安全に対して区はとても力を入れているので、その点を

もっと強調し、もっと食の総合性に着目することが必要というコメントを入れて、手段改善を求めたということです。

【委員】

ヒアリングで聞いた限りですけれども、食育基本法が目指していることをきちっとこうやっていこうとしているかどうかというあたりが、さきほどの図書館の話と似ています。

【部会長】

同じですね。

【委員】

食育ボランティア、メニュー等ということは方法論の一つ。その背景にある健康の問題、環境問題等を考えるという教育の機会になっているかどうかという点で見るとちょっと疑問だということです。

同様に、協働との関わりでもう少し広げて、地域の食、あるいは都市の農村の交流等を意識することが必要ではないかと思います。

【部会長】

心身ともに暮らせるまちという個別目標を構成する事業としてどうなのか、子どもだけではなく広く働きかけることを期待するという形の意見もあります。

【委員】

改革方針のところで適にするか。

【部会長】

そこですよ。もう少し学校給食についても力を入れてもらいたいという意見もありますね。

【委員】

食育ボランティアに期待するのはいいけれども、機能としてやっぱり無理だと思います。基本的には、管理栄養士や栄養士が学校で給食という大きい時間の中で抜本的にやらないと無理かなと思います。

忙しい中で環境をやれ、国際理解やれ、食育もやれというと学校がパンクしてしまうから、しょうがないのかなと思います。法律の趣旨、立法の趣旨がわかっていないという感じがすると思います。

食育教育については学校しかない。地域では無理ではないかと思われませんが、そうすると学校の負担がどんと広がると思われます。

【部会長】

改革の方針のところを不適とし、やはり、今のままではしょうがないのではとする。

【委員】

そうですね。

【部会長】

現状からいうと総合評価ではB評価として、改革の動きをもう少し頑張ってくださいという形で行きたいと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

「適切な目標設定」については、もう少し考えましょう。「効果的・効率的な視点」は、今の現状からいえばこの視点でいいだろうとさせていただきます。

あと「元気館事業の推進」です。

「サービスの負担と担い手」で指定管理にして柔軟なプログラムの運営を行うと言っているんですけども、実際は利用率が低下しているというあたりで適切じゃないのではないかという評価をさせていただいたんですが。

効果的・効率的な視点で要改善だったならば、総合評価が計画どおり進んでいるということはおかしいんじゃないかということと、もう少し改善をということで不適にしました。

【委員】

人数が一杯にならなくても必要なプログラムはする必要があるわけですし、今年度も定員を増やしたから結果的にこの指標が下がったけれどもというのがありましたね。そういうことになるので、健康推進プログラムの利用率を指標とすることが不適切だと思います。

利用率が低くてもある人にとっては必要なプログラムもあるかもしれませんし、利用率がいっぱいになればいいという話ではないと思います。

しかも今年は定員も増やしたので利用率が結果的に下がっているということでした。これを指標としておいてもいいんですが、これのみを指標とするのは少し足りないということで、去年も指摘しています。新規参加者の人数、延べ参加者等を指標とすることを検討しますという返答であったと思いますが、考慮されていないので、そういうところだけは指摘したいと思いました。

【部会長】

目標設定がちゃんとしていないから判断できないという立場ですよ。

【委員】

私は今回はヒアリングを聞いていたらよくわかったから、総合評価を適としています。実態がよくやっているのはいいのですが、目標の係数の立て方等の内部評価の仕方が悪いのではないのか。部分的に引っかかる部分があったということでは同意見です。

【部会長】

もう一つは、「効果的・効率的な視点」は改善が必要であるとしているにもかかわらず、「改革方針」が現状のまま継続というのは違うのではないか。改善が必要であれば何らかの形の手段改善があってしかるべきなのではないかなと思います。

【委員】

そういうニュアンスは感じています。

【委員】

ある人にとっては必要な機能だけれども多くの人にとってはそれはそんなに要らないという

のをどうするのか、かなり難しい問題です。そういった点で、これからよく研究してくださいとします。館の運営については指定管理者が良いのですが、根幹のところはしっかり押さえていかないと、これから高齢社会がどのようになってくるのか、そこで求められる行政サービスとして掲げられる機能はどこまでなのかという議論は大きな議論になります。

【部会長】

指定管理の問題というのはあると思います。指定管理者が得意としているようなところを推進するだけでは困るわけで、そこはやはり区の姿勢というのも大事だと思います。

【委員】

高齢者が結果として健康になってもらう。

【委員】

健康については医師を含めた専門家によるプログラムの提供というのが本来だと思います。そういう点で総合評価は不適。皆さんの意見を聞いてやりましょうというだけではないだろうと思います。

【委員】

何らかの問題点を見出して改革することが、すべて手段改善というわけではないので、これなら特に手段改善というほどでもないのかと思います。

【部会長】

「改革方針・方向性」は適に、「総合評価」は不適、もう少し考えてということによろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

次は28番「新型インフルエンザ対策の推進」

【委員】

地域と一体となつての危機管理体制をどうつくっていくかという議論はされていないということについては、そのままにしておくともまずいのではないかと思います。その1点だけです。

【部会長】

去年に比べれば、よくなっているなというところはありません。適当であるとして、コメントいれるということによろしいですか。

【委員】

結構です。

【部会長】

次は31番「介護保険サービスの基盤整備」。

「目的の達成度」で達成度が低いという評価に対して適とすることで一致できると思います。最初に戻ります。

8番「男女共同参画の推進」の「改革の方針・方向性」に関しては、いかがでしょうか。

【委員】

理想を高くしているんですけども。

【部会長】

適ですが、地域にもっときちんと働きかけるべきではないかということですね。

【委員】

目標もこれだけではだめですよと言いたい。そもそもの目的の達成には程遠い。

【部会長】

目標設定は不適とする。

【委員】

新宿区だけで取り組むという問題ではなく、広域的で継続的な事業です。

【委員】

1番や2番の指標はよい。3番、4番は指標の一つとしてはいいのですが、目的の意をなさないと思います。今後もこれだけだと考えさせられます。

【部会長】

庁内の各部署と連携しとありますが、本当に庁内で男女共同参画できているのというのがあまり明確ではなかったと思いました。

【委員】

そうです。

【委員】

P T Aとか町内会での役割をトップに男性だけ据えてあとは女性とかというのではなくてですね。

【部会長】

支部のトップは女性ですが、連合会に行くとなぜか男性がトップということも見られます。

【委員】

そういう意識から徐々に変えていかなければならないのかもしれない。

【部会長】

区は、確かにで努力していますが、もう少し頑張ってくださいということになりましょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

9番「ワーク・ライフ・バランスの推進」に関してはいろいろとあり、難しいところです。目標設定があまりはっきしないという意味では適切な目標設定ではない。「効果的・効率的な視点」の内容がコンサルタントの派遣ですよ。

【委員】

ワーク・ライフ・バランスは、区民全体に働きかけをもっとすべきではないかと思います。

【部会長】

達成度が低いとしているので、これはそのとおりだと思います。

【部会長】

コンサルタントの行ったところでは効果がありますということですが、コンサルタントを派遣すること自体がいいかどうかというのは難しいところだと思います。

【委員】

やっていること自体はいいのですが、これだけだと針で突くような程度で、新宿区の中で、みんながワーク・ライフ・バランスについて考えることができるような働きかけが必要ではないか。

【委員】

認定企業は確かにワークライフバランスが保たれている。

【部会長】

「改革方針・方向性」は少し考えてもらいたいということですね。

「効果的・効率的な視点」は、派遣したところは効果があるとしているので適とし、「改革方針・方向性」は不適といたします。

【委員】

「学校適正配置の推進」は外部評価がきちっと意見を出したほうがよいのではないかと思います。

【部会長】

達成度が低いとしているので、そのとおり適ということではよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

あと「学校の情報化の推進」です。

【委員】

例えば、生き物調査をやったときに、デジタルカメラを使えるかどうかというぐらいの担任の先生のレベルで、その年の子どもたちの発表のレベルが大きく違ってくるわけです。しかし、仮にできなくてもいろいろなやり方があるわけです。だから、これがだめだったらだめで、ほかの先生が助ければよいと思うわけです。

情報化が進歩してきているから学校全体で利用できるようにすればいい。困った先生がいれば先生方で助ければよい、そういうことも含めてみんなでもっと知恵を出さないと言いたい。すべての先生がIT学校に行かなければならないというのは違うのではないかと思います。

【委員】

学校現場はいろんな人が大勢いて、できる人とできない人のバランスがとれているんですね。

【委員】

100%にならなくてもいい、校長が得意だったら校長ができない先生をカバーすればいいのです。

【部会長】

個別目標については無理に計画事業と整合性をとるようにしていなかったということによろしいですか。

【委員】

事業目標の表現がどうなっているか本質的に何がねらわれているかというのは考えました。今の議論を踏まえて計画事業が属している個別目標についてニュアンスを勘案してやっていたらよろしいのではないかと思います。

【部会長】

特に、この個別目標を選んだというのはないので、第2部会では、それぞれの計画事業が個別目標とどうかというのを見比べたものもあるし、そうじゃなかったものもありますということによろしいですか。もう一回評価に合うかどうかを見ていただくことにしたいと思います。

それではこれで終了します。ご苦労さまでございました。

<閉会>